

3 監第 1 号
令和 3 年 4 月 1 日

請求人 様

南箕輪村代表監査委員 原 浩

南 箕 輪 村 監 査 委 員 都志 今朝一

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和 3 年 3 月 10 日に受理した地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく南箕輪村職員措置請求書について、同条第 5 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を別紙のとおり通知します。

南箕輪村職員措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住 所 南箕輪村

氏 名 《省略》

2 請求書の提出日

令和3年2月4日郵送にて收受

3 請求の内容

南箕輪村職員措置請求書

1 請求の要旨

南箕輪村（以下村）本村北殿国道153号歩道上に設置していたカーブミラーに2019年1月15日、A町 Bが運転車を衝突させ、当該カーブミラーを根元から折断、その折断ミラーにより当家の建造物が直撃され、甚大な被害が生じた事件について

- ① 上記事案当日、加害者は直撃を受けた被災建造物上に当該折断ミラーを残置し、当家土地上に飛散した多数の破損瓦を放置したまま、全く加害処理をせぬまま加害現場を去った。

私→伊那建設事務所経由で連絡を受け、伊那建設事務所員2名と共に加害現場に参集した村職員（2人）が私からの要請で、村内原建設を手配し、加害発生時刻（長野県警への情報開示請求によると発生13:00、通報13:25）の3時間余後となる16:00すぎ、残置カーブミラーの撤去を開始、当日は朝から曇天、夕方から降雨予報となっていたため、破損した野地板等被災部保護のため、ブルーシートがけを実施し、完了したのは18時すぎ。

- ② 村は2020年3月の私の情報公開請求に対し、上記作業代は原建設が村を

経由することなく、直接加害者契約保険会社（以下東京海上日動）に請求し、精算されたと説明して来た。所が 2020 年 11 月長野地検伊那支部が撤去カーブミラーの重量を原建設に照会したさい、原建設は「撤去したカーブミラーは村役場に運んだ。最終処分には関与していないので重量不明」と回答したとのことだ。村に対し本年 1 月 18 日、更に情報公開請求を行った。その結果、加害者側が負担しなければならない最終処分にかかわる全費用を村は村費（公金）を用いて支出し、以後、加害者側への請求を怠っていることが判明した。

最終処分実施日 R 2 年 3 月 31 日、支払日 R 2 年 4 月 27 日、支払い先不明

- ③ 2019 年晩秋、村は倉田歯科医院横電柱上に新たなミラー一面を設置した。その費用であるが村は村費から ¥44,700 円を支出している。（2020 年 3 月情報公開時に判明）私からの照会に対し村は「保険会社から元の場所に再設置するなら費用負担するが、他所では応じない。」と負担を拒まれたという。だが、加害者の 100%加害責任のある行為により生じた損害である以上、加害者に負担を求めなければならないが B への負担請求を村は行っていない。
- R 1 年 12/25 支払い、事実判明日 2020 年 3 月 24 日

- ④ 以上のように 100%加害責任のある加害者に負担請求しなければならない諸費用を村は公金から支出している。私たち村民の税金から加害者に代り、加害により生じた費用を代払いした村の対応は、加害者への「利益供与」「背任」に当る違法行為であると考える。又、②の「原建設が東京海上に直接請求」であるがこの点も大きな疑義がある。私はこれも村が原建設に代払いし、加害者側への請求を怠っている可能性が高いと思っている。これについても本所と同封で情報公開請求を行う。

- ⑤ ③に関連して、改めて R 1 年 10 月 15 日付カーブミラー再設置に関する見積書を精査した（見積書作成者：長野機材南信支店）、当該新ミラー、大泉区ミラー合一の見積であるが、申請代行費 1 万円、諸経費 39,600 円、計 49,600 円が計上されている。村は付せんに当該新ミラー設置代を「44,700 円」と記しているが、上記経費計 49,600 円の半額の「24,800 円」を「44,700 円」に加えた計「69,500 円」を加害者側へ請求しなければならない。請求は現下行われず、加害者側の支払いもない。

村の行為は、公金を不正に支出した「背任」「利益供与」に当るのではないか。

- ⑥ 村は前記の通り、加害者に対し加害者の加害行為により生じた損害に対し、全く「損害賠償」請求することなく今日に至っている。本来、折断したカーブミラーの撤去、最終処分費、当家建造物へのブルーシートがけは加害者が行うものだ。加害者が加害処理を全くせぬまま現場を去っていたため、村が代行したのだから、撤去業者を手配するために要した電話代等の実費全額も併せて、損害の金額を加害者に請求するよう求める。被害者である当家を含む村民からの税金（公金）を支出した村の行為は違法であり、不当である。実費を含む加害者の加害行為により生じた損害の金額を加害者に直ちに求め、すみやかに村庫に返納するよう強く求める。

2 請求者 《省略》

- 3 資料であるが 2019 年から裁判を継続しているため多数存ずるが村への「情報公開請求」により入手したもののみとする予定。その送付であるが Fax を用いて行う予定。「コロナ」感染対策を十分にする必要があるため。

2021 年 2 月 3 日付添付書証

- | | | |
|--------------|-----------------|------------|
| 1、情報不存在決定通知書 | R 3 年 1 月 21 日 | 村作成 |
| 2、御見積書 | R 1 年 10 月 15 日 | 長野機材南信支店作成 |

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 2 年 2 月 3 日

南箕輪村監査委員 御中

4 事実証明として提出した資料

- ・情報不存在決定通知書の写し
- ・御見積書の写し

5 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備していると認め、令和 3 年 3 月 10 日にこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人による陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定により、令和 3 年 3 月 22 日に請求人に陳述及び証拠提出の機会を設けた。

請求人の陳述聴取を行った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象部局の聴取

本件を所管する総務課を監査対象とし、令和 3 年 3 月 23 日に総務課長及び管理防災係長から事情を聴取した。証拠書類等の提出があり、審査を行った。

第 3 監査の結論

1 監査結果

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 本件監査請求の要旨は、村が交通事故によりカーブミラー等を破損されたことにより加害者に対して損害賠償の請求を怠っているのは法第 242 条所定の不当に財産の管理を怠る事実該当するというものである。

(2) しかし、監査委員にて調査した結果、村は令和 3 年 2 月 1 日付、相談文書により顧問弁護士に相談し、顧問弁護士からもカーブミラーの損害と新たな取り付け費用の損害も請求できるとの法的指導を受け、加害者

に対して、請求行為を行っており、入金も確認できている。

また、破損カーブミラー撤去費用等は、原建設株式会社が加害者契約保険会社へ直接請求し、支払いも確認できている。

(3) 従って、請求人の主張する損害賠償金の請求を怠っているという事実は認められない。

(4) よって、本件請求を棄却する。